

事務連絡
令和2年(2020年)9月10日

各道立保健所企画総務課ご担当者 様
各政令市保健所ご担当者 様

北海道保健福祉部健康安全局
地域保健課課長補佐(交付金対応班)

医療機関に併設する介護事業所における慰労金の申請等について

このことについて、別添のとおり送付しますので、お忙しいところ恐縮ですが、慰労金の役割設定のある医療機関へ周知して下さるようお願いいたします。

記

(事務連絡の趣旨)

これまでのお問い合わせの中で、厚生労働省のQ&Aを拡大解釈し、「役割のある医療機関に併設した介護サービス事業所等すべてについて、当該医療機関と同様の金額となる。」旨の誤った回答をした事例があり、厚生労働省老健局にあらためて確認したところ、「感染者、濃厚接触者に対応した医療機関に併設する場合と同様の取扱いとなるため、濃厚接触者への対応がなく、検査の結果、いずれも陰性であった医療機関に併設する場合は、同様とはならない。」との回答を得たため、お詫びして訂正するもの。

※医療機関に併設する介護サービス事業所等を未把握のため、医療機関を通じ周知を依頼する。

(参考)

令和2年7月28日付け厚生労働省老健局発

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)に関するQ&A(第2版)」No108

質 問	回 答
慰労金の20万円の対象範囲について、病院内に事業所がある場合、その事業所の利用者において感染者・濃厚接触者は発生していませんが、感染者・濃厚接触者を病院として受け入れている場合、20万円の支給対象となるのでしょうか。	医療機関と同一空間を共有する併設事業所の場合は、感染者、濃厚接触者に対応した医療機関と同様の取扱いとして差し支えありません。

保健活動支援係 担当：金子
電話：011-231-4111(内線38-826)